

入院時食事療養について

当病院は、入院時食事療養費（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。

朝食：午前8時、昼食：午後0時、夕食：午後6時以降

入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食当たり）	
一般（下記以外）	一般（下記以外）	510円	
●（例外1）指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等		300円	
低所得者 (住民税非課税)	低所得者Ⅱ (※1)	●過去1年間の入院期間が90日以内	240円
		●過去1年間の入院期間が90日超	190円
該当なし	低所得者Ⅰ (※2)	110円	

※1 低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※2 低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いた時に0円となる者

あるいは、老齢福祉年金受給権者